

刈谷市賠償責任を有する職員の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和 8 年 8 月 1 8 日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市規則第 3 3 号

刈谷市賠償責任を有する職員の指定に関する規則の一部を改正する規
則

刈谷市賠償責任を有する職員の指定に関する規則（昭和 5 0 年規則第 1 4 号）の
一部を次のように改正する。

本則中「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 1 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 9 第 1 項」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 9 月 2 4 日から施行する。

刈谷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 1 8 日

刈谷市長 稲 垣 武

刈谷市規則第 3 4 号

刈谷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

刈谷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則（平成 2 7 年規則第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 2 項第 1 号中アを削り、イをアとし、ウをイとし、エを削り、同項第 2 号中「前号アからエまで」を「次」に改め、同号に次のように加える。

ア 生活保護実施関係情報

イ 中国残留邦人等支援給付実施関係情報

ウ 刈谷市母子家庭等医療費支給条例第 4 条第 1 項の母子家庭等医療費の支給に関する情報

エ 外国人生活保護実施関係情報

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

開庁時間の変更に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 1 8 日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市規則第 3 5 号

開庁時間の変更に伴う関係規則の整理に関する規則

(刈谷市長の資産等の公開に関する規則の一部改正)

第 1 条 刈谷市長の資産等の公開に関する規則（平成 7 年規則第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「刈谷市の休日」を「刈谷市の休日を定める条例（平成元年条例第 3 2 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日（以下「刈谷市の休日」という。）」に改める。

第 1 0 条第 2 項中「執務時間中」を「刈谷市の休日以外の日」の午前 9 時から午後 4 時までの間」に改める。

(刈谷市総合健康センター条例施行規則の一部改正)

第 2 条 刈谷市総合健康センター条例施行規則（平成 2 3 年規則第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 刈谷市保健センターの項中「午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで」を「午前 9 時から午後 4 時まで」に改める。

(刈谷市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例施行規則の一部改正)

第 3 条 刈谷市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例施行規則（平成 1 3 年規則第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出しを「(縦覧を行わない日)」に改め、同条第 2 項を削る。

附 則

この規則は、令和 8 年 1 1 月 2 日から施行する。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 1 8 日

刈谷市長 稲 垣 武

刈谷市規則第 3 6 号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和 4 5 年規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の 4 中「3 1 5 , 0 0 0 円」を「3 3 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第 6 条の 4 の規定は、令和 8 年 4 月 1 日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

（葬祭補償の内払）

3 令和 8 年 4 月 1 日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、改正前の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）第 6 条の 4 の規定による金額により支給されたもの又は旧規則附則第 2 項の規定による金額により支給されたもの（その額が 6 6 万円未満であるものに限る。）の支払は、新規則第 6 条の 4 の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。

刈谷市保育の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 1 8 日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市規則第 3 7 号

刈谷市保育の利用に関する規則の一部を改正する規則

刈谷市保育の利用に関する規則（平成 2 7 年規則第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号を次のように改める。

保育所等利用申込書

刈谷市長

年 月 日

保育所（こども園）への入所（入園）を次のとおり申し込みます。

なお、申込みに当たり、保育所等の利用調整のためにこの申込書に記載された保護者及び同一世帯員の住所等の状況を調査すること及び保育の実施のためにこの申込書及び添付書類の情報を関係機関に情報提供することに同意します。また、このことについて、当該世帯員から同意を得ています。

代表保護者	ふりがな			現住所							
	氏名										
	転入（予定）先新住所				年 月 日転入予定						
	送付先： ☐ 現住所 ☐ 新住所										
入所等希望児童	ふりがな				連絡先	第1連絡先 父・母・その他（ ）					
	氏名					— —					
	生 年 月 日	年 月 日	歳児			第2連絡先 父・母・その他（ ） — —					
希望保育所等	第1希望		第2希望		第3希望		第4希望		第5希望		
	第6希望以降の希望がある場合は、希望順位と園名を記入してください。										
利用希望期間		年 月 日から 年 月 日まで									
（該当しない欄は記入不要） 意向確認	2人以上の入所等を希望される方		☐ 全員同月同園に入所のみ希望します。1人でも未入所の場合、全員未入所とし、家庭保育等をします。 ☐ 全員同園入所のみ希望します。上の子の入所を優先させますが、下の子が先に入っても構いません。 ☐ 全員同園入所のみ希望します。下の子の入所を優先させますが、上の子が先に入っても構いません。 ☐ できるだけ全員同園に入所を希望します。同園入所できない場合、1人だけでも入所可能園に入所します。 ☐ できるだけ全員同園に入所を希望します。1人でも未入所なら全員未入所とし、家庭保育等をします。 ☐ 全員別園で構いません。入所できる園に順次入所します。（第1希望が別園の場合は必ず選択）								
			育児休業中の方		保育所等に入所等できなかった場合		☐ 育児休業を延長する ☐ 退職する ☐ 保育先を確保して復職する（施設名： ）				
	求職活動中の方		保育所等に入所等できなかった場合		☐ 求職活動を休止する ☐ 求職活動を継続する						
同居家族及び生計を一にする者の状況 （入所等希望児童を除く。）	氏 名		児童との続柄	同居別居の別	生 年 月 日		職業（勤務先） 在 学 校 名				
				同居・別居	年 月 日						
				同居・別居	年 月 日						
				同居・別居	年 月 日						
				同居・別居	年 月 日						
				同居・別居	年 月 日						
				同居・別居	年 月 日						
				同居・別居	年 月 日						
				同居・別居	年 月 日						
				同居・別居	年 月 日						
別居等の 祖父母	父方祖父 ☐ 別居（生計を一にする者を除く。） （住所(市区町村) ） ☐ 不存在		父方祖母 ☐ 別居（生計を一にする者を除く。） （住所(市区町村) ） ☐ 不存在		母方祖父 ☐ 別居（生計を一にする者を除く。） （住所(市区町村) ） ☐ 不存在		母方祖母 ☐ 別居（生計を一にする者を除く。） （住所(市区町村) ） ☐ 不存在				

1 保護者等の状況

保育を必要とする理由	父等の状況		母等の状況	
	☐ 就労 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護等		☐ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護等	
	☐ 災害復旧 ☐ 就学 ☐ 求職活動 ☐ 不存在 ☐ その他		☐ 災害復旧 ☐ 就学 ☐ 求職活動 ☐ 不存在 ☐ その他	
上で選択した理由について、下の該当する欄を記入してください。				
就 労	事業所名			
	就 労 時 間	月 時間		月 時間
	育 児 休 業	☐ 無 ☐ 有（復職(予定)日： 年 月 日）		☐ 無 ☐ 有（復職(予定)日： 年 月 日）
	単 身 赴 任	（入所等する年度に） ☐ 無 ☐ 有		（入所等する年度に） ☐ 無 ☐ 有
	就労状況の補足事項			
	保 育 に 関 する 仕 事	☐ 無 ☐ 市内で従事 ☐ 市外で従事		☐ 無 ☐ 市内で従事 ☐ 市外で従事
	就労かつ疾病・障害又は介護等	☐ 無 ☐ 有（本人の疾病・障害： ） （介護等： ）		☐ 無 ☐ 有（本人の疾病・障害： ） （介護等： ）
妊 娠 ・ 出 産			出産予定日 年 月 日	
疾 病 ・ 障 害	☐ 入院（期間： ） ☐ 特定疾病等により常時病臥 ^が ☐ 保育不可の診断 ☐ 身体障害者手帳（ 級） ☐ 療育手帳（ ） ☐ 精神障害者保健福祉手帳（ 級） ☐ 医療的ケア判定スコア（ 点）		☐ 入院（期間： ） ☐ 特定疾病等により常時病臥 ☐ 保育不可の診断 ☐ 身体障害者手帳（ 級） ☐ 療育手帳（ ） ☐ 精神障害者保健福祉手帳（ 級） ☐ 医療的ケア判定スコア（ 点）	
介 護 等	介護等を受ける人 ☐ 同居親族 ☐ 別居親族 ☐ 要介護（ ） ☐ 身体障害者手帳（ 級） ☐ 療育手帳（ ） ☐ 精神障害者保健福祉手帳（ 級） ☐ 医療的ケア判定スコア（ 点） ☐ その他（ ）		介護等を受ける人 ☐ 同居親族 ☐ 別居親族 ☐ 要介護（ ） ☐ 身体障害者手帳（ 級） ☐ 療育手帳（ ） ☐ 精神障害者保健福祉手帳（ 級） ☐ 医療的ケア判定スコア（ 点） ☐ その他（ ）	
災 害 復 旧	被災状況（ ） 復旧従事期間（ ）		被災状況（ ） 復旧従事期間（ ）	
就 学	☐ 月60時間以上（学校名： ）		☐ 月60時間以上（学校名： ）	
求 職 活 動	☐ 失業（生計中心者） ☐ 左記以外		☐ 失業（生計中心者） ☐ 左記以外	
不 存 在	☐ 死亡 ☐ 離婚 ☐ 未婚 ☐ その他（ ）		☐ 死亡 ☐ 離婚 ☐ 未婚 ☐ その他（ ）	
そ の 他				

世 帯 状 況	☐ ひとり親家庭 ☐ 生活保護世帯 ☐ 里親世帯
入所等希望児童の保育所等の在籍	☐ 無 ☐ 有（過去に在籍（施設名 ）、現在在籍（施設名 ））

補足・特記事項

2 児童の様子

(1) 健康状態等 申込書提出日現在

胎児期の異常の有無	☐ 無 ☐ 有 (病名・症状：)	
出生の状況	☐ 普通分娩 ☐ 帝王切開・吸引 ☐ その他 ()	
出生時の妊娠週数	() 週で出産	
出生時の身長・体重	() c m () g	
出生時・新生児期の異常の有無	☐ 無 ☐ 有 (病名・症状：)	
先天性の病気や慢性疾患及び発育・発達の相談等での施設利用の有無	☐ 無 ☐ 有 (病名等及び施設名：)	
先天性の病気や慢性疾患による医療的ケアの必要性の有無	☐ 無 ☐ 有 (症状・ケア内容：)	
児童の障害者手帳交付の有無	☐ 無 ☐ 有 (種類及び等級：)	
ひきつけ・けいれん等の有無	☐ 無 ☐ 有 (病名・症状：)	
食物アレルギー・宗教食・食事制限等の有無	☐ 未検査 ☐ 無 ☐ 有 (食品名：)	
現在の平均睡眠時間 (昼寝を含む。)	() 時間	
言語面・身体面等に関する発達への心配の有無	☐ 無 ☐ 有 ()	
乳幼児健康診査受診時の発達相談の有無	1歳6か月児健診： ☐ 未受診 ☐ 無 ☐ 有 3歳児健診： ☐ 未受診 ☐ 無 ☐ 有	
乳幼児健康診査発達相談後の利用の有無	☐ 無 ☐ 有 (☐ どんぐりルーム ☐ ラッコちゃんルーム ☐ 児童発達支援事業所)	
預かり時の服薬の有無	☐ 無 ☐ 有 (薬剤名： 服用頻度：)	
母語	☐ 日本語 ☐ その他の言語 (語)	
その他保育上の注意点	☐ 無 ☐ 有 ()	

(2) 発達や生活の様子等 申込書提出日現在

首は座っていますか。	☐ いいえ ☐ はい (時期： か月)
寝返りはしましたか。	☐ いいえ ☐ はい (時期： か月)
ひとり座りはできますか。	☐ いいえ ☐ はい (時期： か月)
ハイハイはできますか。	☐ いいえ ☐ はい (時期： か月)
つかまり立ちはできますか。	☐ いいえ ☐ はい (時期： か月)
歩き始めていますか。	☐ いいえ ☐ はい (時期： か月)
あやすと笑いますか。	☐ いいえ ☐ はい
名前を呼ばれたら反応しますか。	☐ いいえ ☐ はい
話しかけている人と視線 (目) が合いますか。	☐ いいえ ☐ はい
簡単な言葉が分かりますか。	☐ いいえ ☐ はい
簡単な指示を理解できますか。	☐ いいえ ☐ はい
意味のある言葉を話しますか。	☐ いいえ ☐ はい
二語文を話しますか。	☐ いいえ ☐ はい
あいさつ・返事など生活や遊びに必要な言葉を使えますか。	☐ いいえ ☐ はい
スプーン (はし) を使って食べますか。	☐ いいえ ☐ はい
ひとりで衣服の着脱ができますか。	☐ いいえ ☐ はい
ひとりでトイレでの排泄ができますか。	☐ いいえ ☐ はい
他の子どもや周囲に関心を示しますか。	☐ いいえ ☐ はい
危険な行為を大人の表情や言葉でやめることができますか。	☐ いいえ ☐ はい
自分の思うようにならない時、たたいたり、かみついたり、奇声をあげたりしますか。	☐ いいえ ☐ はい
生活に支障を来す程、特定のことにこだわりますか。 (数字・図形・水遊び・食べ物・回るものなど)	☐ いいえ ☐ はい
人に触れられることや大きな音などを極端に嫌がりますか。	☐ いいえ ☐ はい

(3) 児童の様子に関する補足・特記事項

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の刈谷市保育の利用に関する規則様式第 1 号の規定は、令和 9 年度以後に保育所に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園しようとする児童に係る利用の手続について適用し、令和 8 年度中に保育所に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園しようとする児童に係る利用の手続については、なお従前の例による。

令和8年8月18日

刈谷市規則第38号

刈谷市子ども・子育て支援法施行細則（平成２６年規則第２０号）の一部を次のように改正する。

「

家 庭 状 況	☐ 生活保護世帯 ☐ 母子(父子)世帯 (→ ☐ うち、母(父)の婚姻歴なし)			
	☐ 障害児(者)のいる世帯 (氏名：)			
	年1月1日時点の住所			
	☐ 刈谷市内 (保護者：父・母・その他 ())	都 道	市 区	
	☐ 刈谷市外 (保護者：父・母・その他 ())	府 県	町 村	
	年1月1日時点の住所			
☐ 刈谷市内 (保護者：父・母・その他 ())	都 道	市 区		
☐ 刈谷市外 (保護者：父・母・その他 ())	府 県	町 村		
保護者別居の場合の住所：				

保 育 を 必 要 と す る 理 由	就 労 の 方	就 労 証 明 書		別紙様式により提出
		附 属 書 類	正 規	正規雇用であることが分かるもの（雇用契約書、雇用証明書、社員証等の写し）
			パート、 派遣等	勤務日数、勤務時間の分かるもの（タイムカード、出勤簿、給与明細等の写し） ※直近の2か月分
			自 営 業	確定申告書の写し（家族従業員の場合は、専従者給与の支給が分かる部分）
			農 業	農家基本台帳の写し（本人が事業主の場合）
	妊 娠 ・ 出 産 の 方	母子手帳（表紙と出産予定日のページの写し）		
	疾 病 ・ 障 害 の 方	医師の診断書又は身体障害者手帳、療育手帳等の写し（診断書は、病気により保育ができないことの記載がされていること）		
	介 護 等 の 方	常時の介護等を必要とする旨の分かるもの（診断書、介護保険被保険者証の写し等）		
就 学 の 方	在学証明書、授業時間の分かるもの（カリキュラム等）			
求職活動の方	求職活動・起業準備申立書兼誓約書			
そ の 他	その他保育を必要とすることを証する書類			

を

転入された方	年1月2日以降に刈谷市に転入された方は、 () 年度 () 年分の課税証明書を添付してください。(保護者双方分) ※個人番号を記載された方は添付不要です。ただし、申請者の個人番号確認書類及び身元確認書類の写しを添付すること。
障害のある 児童・同居家族	身体障害者手帳、療育手帳等の写し

家庭状況	☐ 生活保護世帯 ☐ 母子(父子)世帯 (→ ☐ うち、母(父)の婚姻歴なし)
	☐ 障害児(者)のいる世帯 (氏名:)
	年1月1日時点の住所 ☐ 年中の海外駐在 (期間: ~)
	☐ 刈谷市内 (保護者: 父・母・その他 ()) 都 道 市 区
	☐ 刈谷市外 (保護者: 父・母・その他 ()) 府 県 町 村
	年1月1日時点の住所 ☐ 年中の海外駐在 (期間: ~)
況	☐ 刈谷市内 (保護者: 父・母・その他 ()) 都 道 市 区
	☐ 刈谷市外 (保護者: 父・母・その他 ()) 府 県 町 村
	保護者別居の場合の住所:

添付書類

保育を必要とする理由	就 労 の 方	就 労 証 明 書	別紙様式により提出
		附 属 書 類 (自営業の方)	就労実態を確認できる書類(確定申告書、開業届受理票、農家基本台帳、受注実績、直近2か月分の給与明細等の写し)
	妊娠・出産の方	母子手帳 (表紙及び出産予定日のページ) の写し	
	疾病・障害の方	医師の診断書 (病気等により保育ができない理由とその期間が記載されているもの) 又は身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳若しくは医療的ケア判定スコアの写し	
	介護等の方	常時の介護等を必要とする旨の分かるもの (医師の診断書、介護保険被保険者証の写し等)	
	災害復旧の方	罹災証明書	
	就 学 の 方	在学証明書及び授業時間の分かるもの (カリキュラム等)	
	求職活動の方	求職活動・起業準備申立書兼誓約書	
	そ の 他	その他保育を必要とすることを証する書類	
	年1月2日以降に転入された方	個人番号確認書類及び身元確認書類の写し (個人番号カード、特定在留カード又は特定特別永住者証明書の写しの場合は、身元確認書類の写しは不要)	
障害のある児童・同居家族		身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し	

改める。

様式第5号中

祖 父 母 の 状 況	父 方	祖	氏 名	満 歳
		父	住 所	☐ 同居 ☐ 別居（住所 ☐ 不存在
		祖	氏 名	満 歳
		母	住 所	☐ 同居 ☐ 別居（住所 ☐ 不存在
	母 方	祖	氏 名	満 歳
		父	住 所	☐ 同居 ☐ 別居（住所 ☐ 不存在
		祖	氏 名	満 歳
		母	住 所	☐ 同居 ☐ 別居（住所 ☐ 不存在

を削る。

様式第 2 5 号中

年 1 月 1 日時点の住所 ☐ 刈谷市内（保護者：父・母・その他（ ）） 都 道 市 区 ☐ 刈谷市外（保護者：父・母・その他（ ）） 府 県 町 村	を
年 1 月 1 日時点の住所 ☐ 刈谷市内（保護者：父・母・その他（ ）） 都 道 市 区 ☐ 刈谷市外（保護者：父・母・その他（ ）） 府 県 町 村	

年 1 月 1 日時点の住所 ☐ 年中の海外駐在（期間： ～ ） ☐ 刈谷市内（保護者：父・母・その他（ ）） 都 道 市 区 ☐ 刈谷市外（保護者：父・母・その他（ ）） 府 県 町 村	に、
年 1 月 1 日時点の住所 ☐ 年中の海外駐在（期間： ～ ） ☐ 刈谷市内（保護者：父・母・その他（ ）） 都 道 市 区 ☐ 刈谷市外（保護者：父・母・その他（ ）） 府 県 町 村	

保 育 を	就 労 の 方	就 労 証 明 書		別紙様式により提出
		附 属 書	正 規	正規雇用であることが分かるもの（雇用契約書、雇用証明書、社員証等の写し）
			パート、派遣等	勤務日数、勤務時間の分かるもの（タイムカード、出勤簿、給与明細等の写し） ※直近の 2 か月分
			自 営 業	確定申告書の写し（家族従業員の場合は、専従者給与の支給が分かる部分）

必要とする理由		類	農 業	農家基本台帳の写し（本人が事業主の場合）
	妊娠・出産の方	母子手帳（表紙と出産予定日のページの写し）		
	疾病・障害の方	医師の診断書又は身体障害者手帳、療育手帳等の写し（診断書は、病気により保育ができないことの記載がされていること）		
	介護等の方	常時の介護等を必要とする旨の分かるもの（診断書、介護保険被保険者証の写し等）		
	就学の方	在学証明書、授業時間の分かるもの（カリキュラム等）		
	求職活動の方	求職活動・起業準備申立書兼誓約書		
	その他	その他保育を必要とすることを証する書類		
認可外保育施設の利用を希望される方		保育所等利用申込み等の不実施に係る理由書		
転入された方		年 1 月 2 日以降に刈谷市に転入された方は、 年度（ 年分）の課税証明書を添付してください。（保護者双方分） ※個人番号を記載された方は添付不要です。ただし、申請者の個人番号確認書類及び身元確認書類の写しを添付すること。		
障害のある児童・同居家族		身体障害者手帳、療育手帳等の写し		

を

「

保育を必要とする理由	就労の方	就 労 証 明 書	別紙様式により提出
		附 属 書 類 （自営業の方）	就労実態を確認できる書類（確定申告書、開業届受理票、農家基本台帳、受注実績、直近2か月分の給与明細等の写し）
	妊娠・出産の方	母子手帳（表紙及び出産予定日のページ）の写し	
	疾病・障害の方	医師の診断書（病気等により保育ができない理由とその期間が記載されているもの）又は身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳若しくは医療的ケア判定スコアの写し	
	介護等の方	常時の介護等を必要とする旨の分かるもの（医師の診断書、介護保険被保険者証の写し等）	
	災害復旧の方	罹災証明書	
	就学の方	在学証明書及び授業時間の分かるもの（カリキュラム等）	
	求職活動の方	求職活動・起業準備申立書兼誓約書	
	その他	その他保育を必要とすることを証する書類	
認可外保育施設の利用を希望される方		保育所等利用申込み等の不実施に係る理由書	

に

年1月2日以降に転入された方	個人番号確認書類及び身元確認書類の写し（個人番号カード、特定在留カード又は特定特別永住者証明書の写しの場合は、身元確認書類の写しは不要）
障害のある児童・同居家族	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し

」

改める。

様式第28号中

「

祖 父 母 の 状 況	父 方	祖	氏 名	満 歳
		父	住 所	☐ 同居 ☐ 別居（住所） ☐ 不存在
		祖	氏 名	満 歳
		母	住 所	☐ 同居 ☐ 別居（住所） ☐ 不存在
	母 方	祖	氏 名	満 歳
		父	住 所	☐ 同居 ☐ 別居（住所） ☐ 不存在
		祖	氏 名	満 歳
		母	住 所	☐ 同居 ☐ 別居（住所） ☐ 不存在

」

を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の刈谷市子ども・子育て支援法施行細則（以下「新規則」という。）様式第1号の7の規定は令和9年度以後の年度分の子どものための教育・保育給付についての認定の手続について、新規則様式第25号の規定は令和9年度以後の年度分の子育てのための施設等利用給付についての認定の手続について適用し、令和8年度分の子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付についての認定の手続については、なお従前の例による。

刈谷市建築計画概要書等閲覧規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 1 8 日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市規則第 3 9 号

刈谷市建築計画概要書等閲覧規則の一部を改正する規則

刈谷市建築計画概要書等閲覧規則（昭和 5 6 年規則第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

刈谷市建築計画概要書等及び開発登録簿閲覧規則

第 1 条中「第 1 1 条の 4 第 3 項」を「第 1 1 条の 3 第 3 項」に、「第 3 8 条」を「第 3 8 条第 2 項」に、「建築計画概要書、定期検査報告概要書、建築基準法令による処分等の概要書、全体計画概要書」を「建築計画概要書等」に改める。

第 3 条第 1 項中「午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで」を「午前 9 時から午後 4 時まで」に改める。

別記様式中

閲覧する書類	種別	☐ 建築計画概要書 ☐ 定期検査報告概要書 ☐ 建築基準法令による処分等の概要書 ☐ 全体計画概要書 ☐ 開発登録簿	を
	内容		

閲覧する書類	種別	☐ 建築計画概要書等 ☐ 開発登録簿	に
	内容		

改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 1 1 月 2 日から施行する。ただし、題名の改正規定、第 1 条の改正規定及び別記様式の改正規定は、公布の日から施行する。